

令和6年度朝霞市人権啓発冊子

みんながしあわせに

暮らせるために



はじめに

私たち一人ひとりが等しく持っている
「人が幸せに生きる権利『人権』」。

いつもはなかなか考える機会もなく、
守られているのが当たり前と思いがちで
すが、世の中には、この『人権』を踏み
にじる行為がいろいろなところに存在し
ます。

例えば、家庭や職場等での女性への差
別やハラスメント、子どもに対する虐待
やいじめ、高齢者や、障害がある人に対
する虐待や差別、同和地区出身者だから、
外国籍の人だからということで誤った認
識による偏見や差別を受けることがあり
ます。

これらの問題を解決するためには、私
たち一人ひとりが人権尊重の理念を理解
し、意識して行動しなければなりません。

21世紀を「人権の世紀」に

～すべての人が尊重される社会をめざして～

21世紀は「人権の世紀」といわれています。この「人権の世紀」という言葉には、全ての人権が尊重され、幸福が実現する時代にしたいという願いが込められています。20世紀の2つの大戦を始めとした戦争や紛争によって多くの尊い命が失われ、また様々な人権侵害が頻発しました。この反省から世界的な平和と人権の尊重を求める動きが高まり、1948（昭和23）年12月10日、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、1966（昭和41）年には、条約としての法的拘束力を持つ「国際人権規約」が採択されました。こうして国際社会全体で人権擁護、人権尊重の気運が高まってきました。

しかし、21世紀になった現在でも世界各地で「テロとの戦い」や「地域紛争」は続き、国内においても様々な人権侵害が報告されています。

21世紀を真の「人権世紀」にするために、物事を正しく見つめ、「すべての人が尊厳を持ったかけがえのない存在」として認める行動を自ら実践していくことが人権問題の解決につながります。

自分の存在が何よりもかけがえのない尊いものであり、それは誰もが同じであると意識することが大切です。それは自分と他人の「違い」を認め、受け入れることでもあります。

誰もが幸せに暮らせるように、私たちはお互いを思いやり、人権を尊重し合うとともに、それを自分たちの手で大切に守り育てていかなければなりません。

この冊子では、取り組むことが求められているさまざまな人権問題のうち、主に取り組むべき人権課題を中心に取り上げました。

人権問題を身近なものとして考え、理解を一層深めるきっかけとして、この冊子を活用していただければ幸いです。



Contents

女性の人権問題

多様性とともに生きていく
社会をめざして …… 1

子どもの人権問題

子どもの福祉と人権を守るために …… 2

高齢者の人権問題

豊かな高齢社会の実現をめざして …… 3

障害のある人の人権問題

障害のある人もない人も
ともに生きる社会をめざして …… 4

同和問題（部落差別）

わが国固有の人権問題 …… 5

外国人の人権問題

外国人も朝霞に暮らす市民です …… 6

さまざまな人権問題

人権問題は数多くあります …… 7～9

女性の人権問題

～多様性ととも生きていく社会をめざして～

男女平等の理念は、日本国憲法に明記され、法制上も男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法により、男女平等の原則が確立されています。

しかしながら、現実では、性別による役割分業意識が人々や社会に根強く残っており、家庭や職場、地域においてさまざまな男女差別を生む原因となっています。

豊かで安心できる社会を築いていくためには、性別に関わりなく社会の対等な構成員として認め合い、あらゆる分野に共に参画できるようにしていくことが重要です。

DV、デートDV、 セクシュアル・ハラスメント

夫婦やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力のことをドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。身体に対する暴力だけでなく、大声で怒鳴る、大切な物を壊す、性的行為を強要する、生活費を渡さない、子どもを利用して脅すなどの行為もDVです。

DVは、被害者の心と身体を深く傷つける重大な人権侵害です。

多くの場合、女性が被害者となっており、その背景には、女性を低く見る社会意識や性別による固定観念、社会慣行、経済格差などの構造的な社会問題があります。



デートDVは、交際相手からの暴力をいい、男性も女性も被害者になる可能性があります。メールのチェックをする、友達との付き合いを制限する、デート代を無理やり出させるなどです。恋愛を優先するのではなく、交際相手以外の関係も大切にする意識がデートDVの防止には必要です。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）は、例えば、職場の上司・同僚などが「女のくせに」「男のくせに」「まだ結婚しないの」等と言ったり、無理やり身体を触る等の性的な嫌がらせ行為です。



子どもの人権問題

～子どもの福祉と人権を守るために～

子どもも大人と同様に基本的人権を保障されています。しかしながら、少子化や核家族化の進行、価値観の多様化、情報化の著しい進展等、子どもを取りまく社会環境は大きく変化し、子どもが直面する問題も複雑・多様化しています。

いじめ

「いじめ」の原因や背景については、核家族化、少子化から生じる子どもの対人関係の経験不足、地域社会の連帯感の希薄化など様々な要因が考えられます。

また、最近のいじめの傾向も社会の変容と共に多様化しており、一層、複雑化しています。

いじめの根底には、他人に対する思いやりや、いたわりと言った人権意識の欠如があると考えられ、その解決には、互いの異なる点を個性として尊重する意識を養うことが重要です。

体罰

体罰は児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による問題の解決を助長し、いじめや暴力行為の土壌を生むおそれがあり、いかなる場合でも決して許されることではありません。

また、2020（令和2）年の児童福祉法等改正法施行により、親権者等は、児童のしつけに際し、体罰を加えてはならないことが法律で定められました。

虐待

こどもが児童虐待により命を落とす痛ましい事件が後を絶ちません。

児童虐待には、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト（育児放棄）、性的虐待がありますが、いずれも主に家庭内で起こるため、外からは見えづらく、その対応も難しいものとなっています。「しつけ」と称した暴力も、子どもに対する重大な人権侵害であることを認識し、周囲の人が気づいて、声を上げることが児童虐待から子どもを守ることに繋がります。

児童ポルノなど

近年、国内外での児童買春や性的虐待、インターネット上における児童ポルノの氾濫など、児童を性的な商売の道具にする商業的搾取の問題は深刻です。日本においては、1999（平成11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）が施行（2004（平成16）年・2014（平成26）年改正）されるなど、社会の関心も高まっています。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもがいます。勉強、部活に励む時間、友人と過ごす時間など、「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。まわりの人が気づき、手を差し伸べることで、ヤングケアラーが「自分は一人じゃない」「誰かに頼っていいんだ」と思える環境を整えることが重要です。

高齢者の人権問題

～豊かな高齢社会の実現をめざして～

平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景に、人口の4人に1人が65歳以上の方となっています。このような中、高齢者に対する就職差別、身体的・心理的虐待、あるいは高齢者の家族等が本人に無断で財産を処分する（経済的虐待）等といった人権侵害が大きな問題となっています。

また、年齢だけで高齢者を一律に弱者とみるような誤った認識が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限によって働く場が十分に確保されていないことなども指摘されています。働きたい、社会の役に立ちたいと願う高齢者の就業機会が年齢に関わらず十分に確保されることが必要です。

豊かな知識と経験を基に、これからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し趣味を楽しみたい等、高齢者が自立した一個人としていつまでも笑顔と生きがいを持って暮らし続けられる社会を築いていくことが課題となっています。



高齢者虐待

1995（平成7）年12月、国民一人ひとりが生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指して「高齢社会対策基本法」が施行され、翌年7月には、同法に基づき、「高齢社会対策大綱」が策定されました（現行の大綱は2018（平成30）年2月閣議決定）。

また、高齢者の尊厳保持のために2006（平成18）年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者の虐待防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策が進められています。

虐待の防止・早期発見には、私たちが高齢者虐待を身近な問題として意識し、高齢者やその家族を見守っていくことが大きな力となります。

障害のある人の人権問題

～障害のある人もない人もともに生きる社会をめざして～

障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し合い、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそ当たり前の社会であるという考え方があります。これをノーマライゼーションといい、広く社会に定着させていかなければならない理念です。

ノーマライゼーションの理念がいきわたった社会を実現させるには、さまざまな障壁（バリア）を取り除かなければなりません。バリアには物理的なもの、文化・情報に関わるものや、私たちの意識に関わるものなどがありますが、こうした日常生活や社会生活上のさまざまなバリアを取り除こうという考え方がバリアフリーです。

例えば、車いすを使用している人にとっては、道路の段差、駅や建物のエレベーター・エスカレーターの不備等がバリアになっています。

また、補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）への理解不足や字幕放送の不足等の文化・情報等のバリア、資格制限や就業に関わる欠格条項等の制度面のバリア、障害のある人に対する差別や偏見といった私たちの意識がバリアとなっていることもあるのです。



このように、障害は障害のある人の側にあるのではなく、むしろ周りを取り巻く環境にあることが多いと意識する必要があります。2016（平成28）年4月には、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）2021年（令和3年）改正」が施行されました。法律では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」が令和6年4月1日から事業者にも義務付けられています。

同和問題（部落差別）

～わが国固有の人権問題～

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

国は、この問題の解決に向けて、1969（昭和44）年に「同和对策事業特別措置法」を制定後、2002（平成14）年3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効までの33年間、さまざまな特別対策事業を行い、生活環境など実態的差別（注1）の解消については、ほぼ達成された状況となっています。しかしながら、心理的差別（注2）の解消については、人権意識の高まりとともに解消に向けて着実に進んでいるものの、差別的な発言やインターネット上での書き込み、結婚、就職等に際しての身元調査などの差別事象が依然として後を絶っていません。

このような状況を踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が2016（平成28）年12月に施行され、また、2022年（令和4年）7月には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

「自分には関係がない」、「知らないからわからない」と思ったり、無関心から傍観者的態度でいることや、正しく理解していない人が、誤った知識や偏見等

を伝えてしまう行為が、人々の意識に影響を与え、同和問題（部落差別）に対する誤った認識が解消しない原因となっています。

私たち一人ひとりが、同和問題（部落差別）を正しく理解し、自分自身の問題としてもう一度考え、相手に対する思いやりの心を持つとともに、自らの意識を見つめなおし、差別を許さないという強い意志を持つことが大切です。

（注1）実態的差別

同和地区の人々の生活の上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。

（注2）心理的差別

人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称（せんしょう）（身分の差別呼称）を使って侮蔑したり、偏見により交際や就職、結婚などを拒むといった行動に現れる差別のこと。



啓発動画

「『誰か』のことじゃない。」（部落差別（同和問題）編）



※左の二次元コードで、YouTubeの啓発動画を視聴することができます。

出展：法務省ウェブサイト
<https://www.youtube.com/watch?v=FEi60hJei5U>

外国人の人権問題

～外国人も朝霞に暮らす市民です～

人、物、情報の流れが国境を越えて拡大し、社会経済文化のあらゆる面で、国際社会の相互関係が深まっています。最近では、街中でもいろいろな国の人を見かけるようになりました。

朝霞市の外国人の住民基本台帳登録者は、2024（令和6）年1月現在4,584人と、人口の3.2%を占めています。

こうした外国人の方々は、地域で暮らしていく上で、人種や言語、文化、宗教、生活習慣等の違いからくる誤解や偏見などにより、人権に関わるさまざまな問題に直面しています。



出典：法務省ウェブサイト
(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html)

例えば、外国人というだけでアパートやマンションへの入居を断られたり、就職するときや職場で不利な扱いを受けることがあります。さらには、日本語が不自由なため生活に必要な情報を得られず困ったという人もいます。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動として、ヘイトスピーチが近年、大きな社会問題となっています。



出典：法務省ウェブサイト
(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)

こうした言動の解消に向けた取り組みを推進するため「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が2016（平成28）年6月に施行されました。

人権に国境はありません。外国人も日本人も一人の人間として、また、同じ地域に暮らす一員として、お互いを理解し合い、認め合い、そして助け合うことが大切です。



啓発動画
「『誰か』のことじゃない。」（外国人編）



※左の二次元コードで、YouTubeの啓発動画を視聴することができます。

出展：法務省ウェブサイト
https://www.youtube.com/watch?v=R6L5k4oTT_A

さまざまな人権問題

～人権問題は数多くあります～

HIV感染者／ エイズ患者の人権

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスに感染し、免疫が低下することによって起こる病気です。HIVは性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また、治療法の進歩により、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。

しかし、原因不明で有効な治療法がなく死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合も少なくなく、誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシーの侵害を受ける被害が出ています。

ハンセン病患者／ ハンセン病元患者の人権等

ハンセン病は、「らい菌」に感染して起こる感染症ですが、「らい菌」の感染力は弱く、非常にうつりにくい病気です。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。しかし、かつての施設入所政策により、ハンセン病は恐ろしい病気というイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者、その家族は、長い間差別や偏見を受けてきました。法律で入所者の社会復帰の支援、名誉回復の措置がとられていますが、いまだに社会の中に差別や偏見が残っています。



犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者やその家族（遺族を含む）は、直接受けた被害だけでなく、二次的被害を受けることがあります。「二次的被害」とは、被害にあったことによる精神的な苦痛や身体の不調、医療費・弁護士費用の負担や失職・転職等による経済的な困窮、捜査や裁判の過程での精神的・時間的な負担、周囲の人々の心無い言動やいわれのないうわさや中傷、マスコミの取材・報道によるストレスやプライバシーの侵害などです。

被害者が再び平穏な生活を送れるようになるには、周囲の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。私たちは、誰もが犯罪の被害者になる可能性があります。被害者の立場に立って、考えてみましょう。

刑を終えて出所した人や その家族の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、就職に際しての差別、住居確保の困難、悪意のあるうわさの流布等の問題があります。刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の更正意識と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。



アイヌの人々の人権

北海道などに古くから住んでいるアイヌの人たちは、固有の言語や伝統的な儀式、祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持つ我が国の少数民族です。

明治になり、政府は「蝦夷が島」を「北海道」と改め、全土を国有地として拓殖政策を始め、本州などから多くの移住者が来ました。このため、少数者となったアイヌの人たちは、伝統的な生活や生産の手段を失い、貧困にあえぎ、近年に至るまで、いわれない多くの差別等を受けてきました。また、政府は、アイヌ民族の言葉、文化、生活習慣等を禁止し、日本語の使用を強制するなどの同化政策を採ったため、その独自の文化の伝承基盤が失われつつあります。

現在も結婚や就職などさまざまな差別が残っており、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることが求められています。



性の多様性を正しく理解

性のあり方は、さまざまな要素の組み合わせによって形作られているとも言えます。例えば、「法律上の性」「性自認」「性的指向」「性表現」などの要素からとらえることができます。

「法律上の性」は生まれた時に割り当てられた戸籍上の性別を指します。

「性自認」は自分の性別をどのように認識しているか。男性／女性という認識だけでなく、中間、どちらでもないなど、そのあり方は多様です。

「性的指向」は恋愛や性的な関心がどの性別に向くか、向かないかを指します。

「性表現」は自分の性をどのように表現するかということです。

これらの要素は、性的マイノリティもそうでない人も含めて、誰もが関係する大切な性のあり方です。

だからこそ、どんな性のあり方であっても、平等に、安心して生きられる社会を実現するためには何ができるか、という視点が重要になってきます。

令和4年7月に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

お互いに個人の性を尊重し、偏見や差別をなくし、誰もが自分らしく生きられる社会をつくるため、一人ひとりが性に関して正しく理解することが求められます。

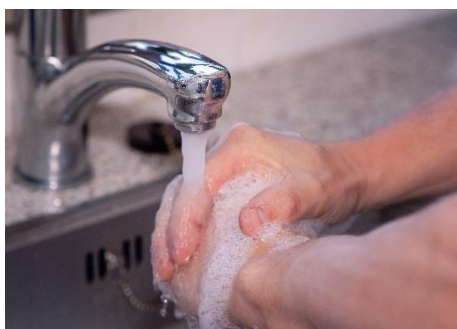
インターネットによる 人権侵害

パソコンやスマートフォン等の普及により、インターネットは、情報の収集・発信やコミュニケーションのツールとして便利で身近なものとなりました。その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。

また、安易に個人情報を発信したり、有害サイトを利用したことから犯罪に巻き込まれたり、いわゆるリベンジポルノ等の被害も広がっています。

さらに、小・中学生等の青少年のネット利用も年々増加し、それにつれて、子どもが加害者や被害者になる事案も発生しています。

インターネットは公共の場です。利用者のモラルとマナーが問われます。コミュニケーションの相手が人間であることを常に意識し、人権尊重を心がけましょう。



災害時における人権への配慮

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により未曾有の大災害となりました。また、それに伴い発生した福島第一原子力発電所の事故により、東北地方と関東地方に甚大な被害をもたらしました。また、日本各地で地震や豪雨による被害が発生し、多くの人が避難生活を余儀なくされています。

避難所では、プライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者、障害のある人、子ども、外国人などのいわゆる「災害時要援護者」や、女性に対する配慮の不足が問題になりました。

このような中、避難生活の長期化によるトラブルや放射線被ばくについての風評による差別的な扱いなど、多くの人権問題が発生しています。

災害が発生したときこそ、一人ひとりに配慮することが大切です。

新型コロナウイルス感染症に 関連した人権問題への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等への偏見や差別を始めとするさまざまな人権問題が発生しています。

医療機関や高齢者施設等で大規模な施設内感染事例が発生し、医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっており、そうした影響が家族にも及んでいます。こうした偏見や差別が感染者やその家族に過度な不安や恐怖を抱かせ、周囲への感染の報告や検知を遅らせ、それによって更なる感染の拡大につながりかねません。新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識と情報をもとに行動し、誤解や偏見に基づく差別を行わないようにしましょう。



「みんながしあわせに暮らせるために」

令和6年4月発行

編集・発行

朝霞市教育委員会生涯学習・スポーツ課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号

電話 048-463-2920

FAX 048-467-4716

ホームページ <https://www.city.asaka.lg.jp>